平成２８年（フ）第２２０号
兵庫県明石市二見町福里371番地　レオネクストコナ＆サンⅠ209号
債務者　成瀬　兵庫
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１９０号
佐賀市大和町大字尼寺1600番地26　アイリス大和505
債務者　馬渡　　瞳
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０１号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原5402番地
債務者　江副　　誠
1　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
富山県中新川郡上市町中江上633番地５
債務者　東　　早苗
1　決定年月日時　平成28年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７２１号
神戸市北区有野台３丁目８番地の19
債務者　中野　義隆
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４６号
神戸市垂水区下畑町46番地の１森本マンション405号、従前の住所神戸市垂水区乙木１丁目10番７―201号
債務者　村田　芳雪
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４８号
神戸市垂水区高丸５丁目６番３―403号
債務者　青木　文仁
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４９号
神戸市垂水区高丸５丁目６番３―403号
債務者　青木　麻美
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７６６号
神戸市垂水区海岸通３番22号
債務者　新保　　進
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２０号
青森県弘前市大字城東中央３丁目12番地16　マリーヴィレッジＢ―203号
債務者　山下　勝利
1　決定年月日時　平成28年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第７０号
山口県下松市桜町１丁目２番８号
債務者　伊藤　敬子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第８７号
山口県防府市石が口３丁目13番30―３号　熊谷ハイツ202号、前住所山口県防府市高倉１丁目19番33―２号
債務者　林　　裕子
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３０９号
岡山市中区竹田97番地20　プレジール竹田201号、旧住所岡山市中区浜476番地１
債務者　三宅　伸二
1　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３１０号
岡山市中区原尾島４丁目11番10号ドリームマンション302
債務者　間野　貴弘
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４１号
岡山県倉敷市菰池２丁目２番１号
債務者　**藥**師寺　優
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４３号
岡山市北区青江４丁目12番３号シャンティ青江303、旧住所岡山市南区洲崎２丁目11番１―２号メゾンナンバ102号
債務者　小林　良明
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月27日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部